

むろらん

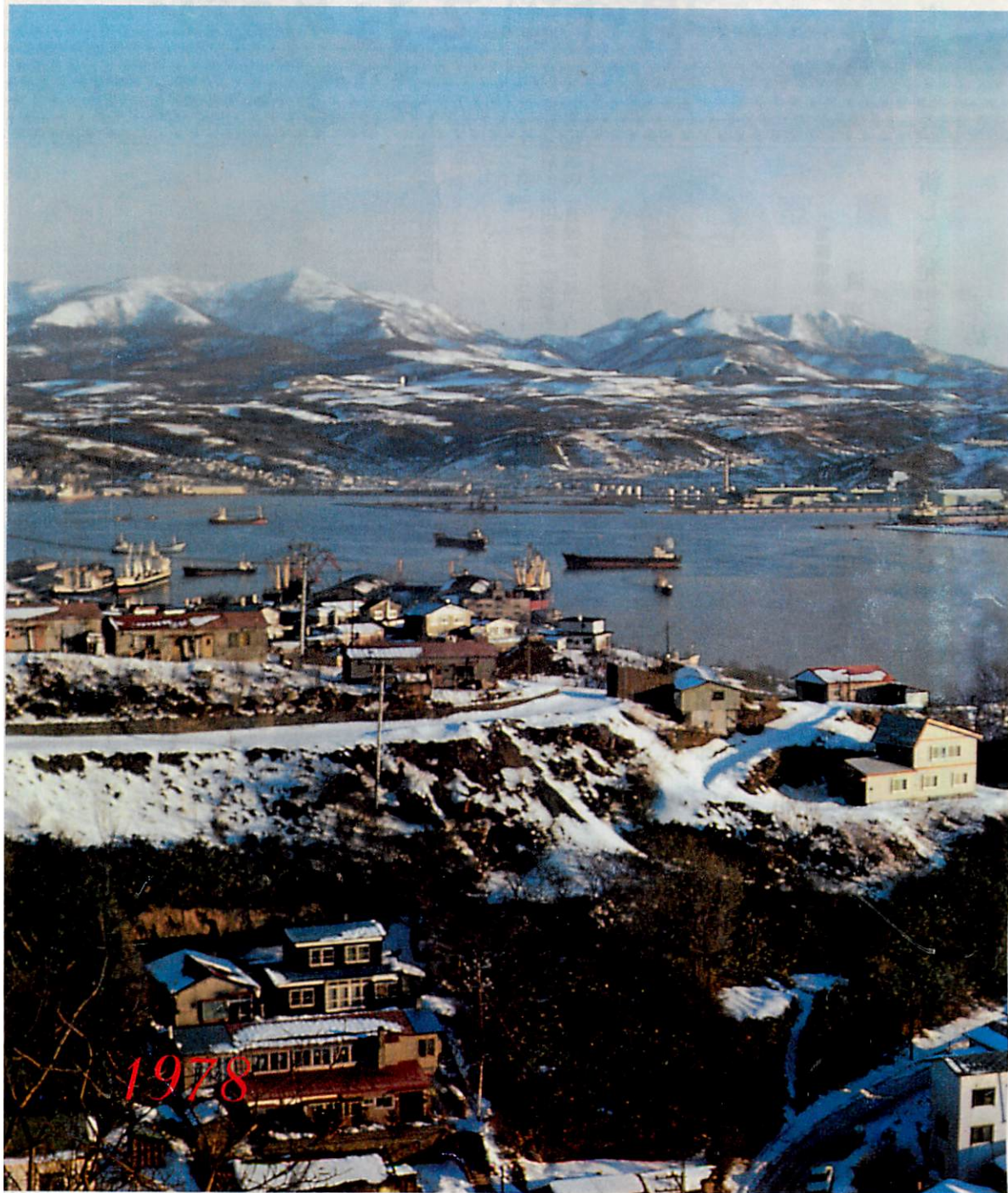


# 市政だより

昭和53年

1月1日

No. 427



政だよりは早目にお読み下さい

幕西町上から室蘭港を望む

# 市民のみなさん 明けましておめでとう ございませう



室蘭市長  
長谷川正治

## 不況克服と 雇用拡大に全力



室蘭市議会議長  
渡辺 定六

## 新しい発想を 求めて

求めて

市民のみなさん、あけましておめでとうございます。

希望に満ちた輝やかしい新年をみなさんとともに迎えることができましたことを心からお喜び申し上げます。

駿馬のように鋭く、道産子のうにねばり強く、この力をもって今年こそ不況からの脱出が出来るものと午年の年頭に当り祈り信じている次第でございます。

さて、近年の運輸交通体系の複雑化、多様化に対処するため、永年にわたり、要望、運動に努めておりました幹線道路網の基軸である「白鳥大橋」の地質調査が昨年着工されましたこと、また、時間短縮と輸送力増強をねらいとする

昭和五十三年の希望にあふれる新春を迎え、室蘭市議会を代表し謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

顧りみますと、昨年は経済的にも社会的にも、従来からの発想に転換を求められた問題が多く発生し、特に経済問題では数年来の構造不況が産業間格差を生じるなかで、国民がこぞって鋭意努力を重ねてきた結果が、円の切り上げによる輸出競争力の減退、あるいは欧米諸国からドル減らしの要求を突き付けられるなど、未だわが国が経験したことの無い新たな事態が発生してきており、本市におきましても、高炉の休止、造船界の

札幌―室蘭間の国鉄電化の本年度内着工の決定をみたことなどは、その実現に大きく踏み出したものと、市民のみなさんとともに喜びにたえないところでございます。

ゆれ動く社会経済状況の昨今、高まる市民の都市政策への期待に応えるため、一昨年からは、市民参加による新計画づくりを進めて参りました。

昭和五十三年度は、そのスタートの年であります。私は、市民が生涯、愛し、住み続けたい「ふるさと室蘭」づくりを指向し、市民の英知を集めて作られた新計画の始動の年にあたり、市民最優先の市政をさらに前進、発展させていく決意を新たにしている次第でございます。

低迷など、これらの影響をまともに受け、市民の皆様にも何かと苦勞の多い年であったことと存じます。このような中であって、私どもの永年の夢でありました「白鳥大橋」の地質調査が実施され、また、市民が待望しておりました国鉄（札幌―室蘭間）の電化着工に展望が開けるなど、実現に第一歩を踏み出したことは、本市にとりまして、まことに明るいニュースと申すことができます。

本年は、各地方の均衡発展を目ざした将来計画として、国におきましては第三次全国総合開発計画が、北海道におきましては北海道発展計画がそれぞれスタートし、

でございます。

本市にとりまして、いま、中小企業とそこに働く市民の生活防衛が最大の課題であります。

したがって、本年は、不況克服と雇用拡大にあらゆる努力をいたしますと共に、教育環境の充実、生活環境の整備、さらには、港湾機能の拡充と幹線道路網の早期実現など、市民の期待する諸施策の展開に努めて参る所存でございます。

年のはじめに当たり、勇気と決断を信条に、行動力を発揮し、市民の皆さんにとって実り多い年になることを念じ、ごあいさつといたします。

本市におきましても市民の英知の集大成である室蘭市総合基本計画が本年度から実施に移されることとなります。

新しい昭和五十三年の年頭にあたり、市民の負託を受けた私どもは、いまこそ諸情勢をふまえ、発想を新たに、勇気と決断をもって本市発展のため専心努力を傾ける所存であります。

なにとぞ、市民の皆様には、昨年が増してのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご家族そろってご多幸な年でありませうお祈り申し上げ、新春のごあいさつといたします。

## 第四回市議会定例会終る

# 公共事業に七億円を追加

## 下水道事業受益者負担条例は継続して審議

第四回市議会定例会が、十二月九日から十九日までの十一日間開かれた。

この議会では、構造不況対策に伴う公共事業費約七億九千万円を含む十四億四千八百九十七万円の一般会計補正予算をはじめ、各特別会計の補正予算審議、公平委員会委員の選任、及び下水道事業の諸情勢に対応して、受益者負担金制度の適正化を図り、現行の負担

金を大幅に引き下げることを内容とした「室蘭都市計画下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正」、老人医療費の無料化拡大（年令の引き下げ）を内容とした「室蘭市老人医療費助成条例の一部改正」の件など、議案二十件、昭和五十一年度一般会計、特別会計の決算認定七件、人権擁護委員の推せんに関する諮問一件がそれぞれ審議されました。

このうち「室蘭都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正」の件が継続して審議されることになったほかは、原案どおり可決されました。



定例会本会議

○一般会計  
歳入歳出予算にそれぞれ、十四億四千八百九十七万（債務負担行為を含む）を追加し、総額三百二十一億三千二百八十六万四千円となりました  
○国民健康保険特別会計  
二百四十九万二千円を追加し、十八億五千四百九万二千

- 円に。
- 港湾整備特別会計  
一千三百九十万円を追加し、四十五億五千二百万円に。
- 土地区画整理会計  
八百九十万一千円を追加し、七億八千六百九十万一千円に。
- 住宅事業特別会計  
四百五十八万七千円を追加し、二十億七千二百五十八万七千円に
- 下水道事業特別会計  
二億一千二百三十万円を追加し、四十九億四千七百三十万円に。
- 水道事業会計  
三千九百二十七万三千円を追加し、二十三億七千五百三十八万八千円に。
- 病院事業会計  
八千四百三十七万三千円を追加し、三十九億八千五百九十八万二千円に。
- 中央卸売市場事業会計  
四十八万八千円を減じ、四億七千七百六十万三千円に。
- 白鳥台開発事業会計  
三億八千四百九十九万四千円を追加し、三十六億三千五百八十四万五千円に。

## 人事案件

▽今議会に提案しました人事案件は、次のとおり承認されました。

- ▽公平委員会委員  
青木英之（新任）
- ▽人権擁護委員  
木下保彦（新任）

法務大臣に推せんの手続きをいたしました。

※本議会において可決され、昭和五十三年二月一日から施行することになりました「老人医療費助成の年令引き下げ」の内容については、一月十五日号の市政だよりでお知らせします。

## 優良中小企業関係者を表彰

### 候補者を推せんして下さい

市では、市内で働く優秀な従業員、および中小商業を経営し、市民サービスの向上などに努めている人を表彰するために該当者を募っています。次に該当する優秀な候補者を推せんして下さい。

#### ▲従業員の表彰

本市に居住し、かつ本市内の事業所などに勤務する従業員で、

役員でない人。

同一の事業所に二十年以上（五十二年十二月三十一日現在）勤務し、勤務成績の優秀な人など

#### ▲商業経営者の表彰

販売効果を高めるため、商品の陳列、照明などを改良し、市民サービスの改善および向上に努め、他の模範となる人。

店舗の外装、看板、店頭の扱い方などが適当であり、かつ店舗の清潔感と雰囲気が良いこと。経営研究に熱心で、その改善をたえず行い、かつ営業伸長率が高いこと。

#### ▽提出書類

従業員表彰は、事業主の推せん商業経営者表彰は、関係団体及び室蘭商工会議所の推せんが必要ですが、推せん用の紙は、市および商工会議所にあります。

#### ▽提出先および期日

一月二十五日までに、必要事項を記入のうえ、市役所商工観光課に提出して下さい。



昨年の表彰式から

# 下水道受益者負担金にご理解とご協力を 継続審議中の条例改正案



下水道建設には、国をはじめ、本市においても重点施策の一つとして積極的に取り組んでいますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 下水道事業 受益者負担金とは

下水道事業には、巨額の費用と長い年月を要しますが、この建設費を国費や市税のみでまかなうことは、下水道の恩恵を受けない人との間に不公平が生じます。

## 下水道の役割 と必要性

下水道は、市民のみなさんが健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない生活環境施設であるばかりでなく、私たちの街から蚊やハエの発生を防止し、川や海など公共水域の水質保全をはかるための最も効果的な施設であり、都市における基幹的な公共施設としてその整備が急がれています。

## 現行条例を 改正する理由

昨年十二月の定例市議会に提案し、現在、継続審議されています。条例改正の主な理由は、下水道の果たす公共的役割がこれまで以上に高められてきており、このため建設費に対する国の補助率が引き上げられるなど公費の負担が増大してきておりますので、受益者負担金の軽減をはかり実態に即して改定するものです。

## 改正条例案と 現行条例

このたびの「室蘭都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」の改正案は、受益者負担金の軽減をはかることを大きなねらいとしているものですが、その主な内容を現行条例と比較すると、次のとおりです。

- (1) 現行条例では、受益者負担金は全建設費のうち雨水に係る費用を除外し、汚水に係る建設費のうち三分の一を受益者の方から負担していただく定率制を採用していますが、改正案では定率制をやめて、一平方メートル

ル当りの単位負担金額を条例の中で定額化しようとするものです。

提案中の定額を現行条例による額と比較しますと約半額となります。

- (2) 現行条例では、受益者負担金を管渠事業及び処理場事業にそれぞれ区分して負担することになっていますが、改正案ではこの区分をやめて、単一化した受益者負担金に改めようとするものです。

- (3) 現行条例による受益者負担金は、汚水に係る建設費の予定額に基づいて賦課しているため、負担区の事業が終了し、事業費が確定した段階で、すでに賦課した受益者負担金とこの確定した事業費に基づく受益者負担金との間に精算をすることになっていますが、改正案では、この精算方式を廃止しようとするものです。

なお、改正条例案と現行条例による単位負担金額を比較しますと別表1のとおりです。

## 受益者負担区 について

この条例が改正されますと、負担区の中で、昭和五十四年度以降に下水道が処理区域となる地域ごとに受益者負担金を納めていただく予定ですが、受益者負担区は、次のとおりです。

なお、詳細については、本年度

## 室蘭市物品供給入・工事入札参加資格審査申請書の受付

市では昭和五十三年度の物品・工事入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行います

- ▽受付期間 一月五日から二月十五日まで（日曜、祭日は除く）
- ▽受付場所 市役所総務部契約課
- ▽提出部数 一部（関係部課共通）

（申請用紙の交付は）  
。物品 市役所総務部契約課  
。工事 室蘭建設協会事務局  
にそれぞれあります。

くわしくは、契約課（☎②一  
一一一内線二七四―二七九）へ

## 講座 生 募 集

勤労婦人センター

〈短期職業初級簿記講座〉

- ▽開催日 一月三十日、三十一日  
日から毎週月、火曜  
日 六回

▽時間 十時から十五時

▽教材費 二千五百円程度

〈短歌講座〉  
▽開催日 一月二十一日から毎  
週土曜日 八回

▽時間 十三時三十分から十  
五時三十分

〈料理講座〉  
●昼の部 十時から十三時

別表1

負担区別単位負担金額比較表

1平方メートル  
当り

負担区	種別	精算による現行条例の場合 円	改正条例案の場合 円
東町	管渠	564	316
	処理場 (中島と共通)	376	122
	計	940	438
中島	管渠	199	115
	処理場 (東町と共通)	376	122
	計	575	237
蘭西	管渠	85	57
	処理場	48	42
	計	133	99

## 経過措置

○受益者負担金が全建設費に占める割合は、別表2のとおりです。

- (1) 東町負担区  
東町及び寿町の全域、日の出町の一部
- (2) 中島負担区  
中島町の全域、宮の森町の全域、中島本町の一部、知利別町の一部、高砂町の一部、天神町の一部
- (3) 蘭西負担区  
入江町を除き、山手町以西のうち絵柄町を除く全域

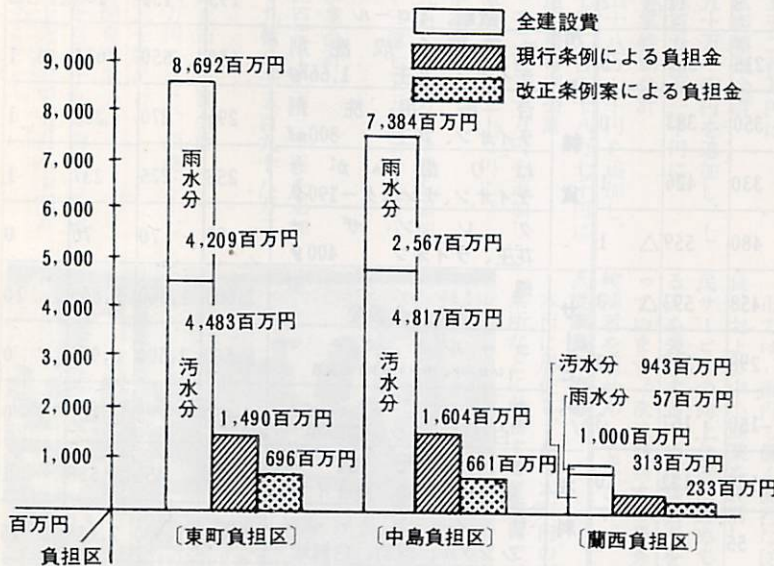
中島負担区のうち、すでに管渠事業に係る受益者負担金を賦課されている地域は、従来の処理場事業に係る受益者負担金に相当する分が新たに賦課されます。

また、蘭西負担区のうち、すでに賦課されている受益者負担金は管渠事業及び処理場事業に係る分であるため、新たに賦課されることはありません。ただし、今までに受益者負担金を賦課されていない地域は、賦課対象区域に編入された場合には、改正条例案の規定により新たに賦課されることになります。

別表2

負担区別の建設費に占める受益者負担金額

(単位：百万円)

貸付制度を  
利用しましょう

ご家庭の台所や風呂の排水設備又は、便所をくみ取りから水洗に改造する方には、貸付制度の利用をおすすめします。

▼貸付限度額……  
十八万円以内(一件につき)

▼利息 無利子

- ▼返済期間  
四十八カ月以内の均等償還
- ▼貸付対象  
公共下水道の処理区域内でくみ取り便所を水洗便所に改造したり排水区域内で排水設備を設置しようとする方。
- ▼対象になりません。  
※新築家屋や法人、官公署などは対象になりません。
- 問合せ先  
下水道建設事務所(寿町一一一―一〇六) 二二二―一

- ▽開催日 一月二十七日から毎週金曜日 五回
- ▽材料費 一回五百円程度
- 夜の部 十八時から二十時
- ▽開催日 一月二十六日から毎週木曜日 八回
- ▽材料費 一回三百円程度
- 〈移動講座〉
- 講座名 アートフラワー
- ▽場所 勤労青少年ホーム
- ▽開催日 一月二十三日から毎週月曜日 五回
- ▽時間 十三時から十六時
- ▽材料費 一回五百円程度
- 講座名 着物着付
- ▽場所 本輪西地区サービスセンター
- ▽開催日 一月二十三日から毎週月曜日 八回
- ▽時間 十時から十二時
- 定員 いずれも三十人程度
- 〈申込み方法〉  
ハガキに講座名、住所、氏名電話番号記入の上、一月十五日までに必着するよう申込み下さい。  
宛先  
○五一栄町二―一―二十  
市勤労婦人センター

## 献血にご協力下さい

## ▽定期街頭献血

一月十二日(木)十三時～十六時

ぎんやデパート前

## ▽新成人記念献血

記念すべき日に愛の献血を

一月十五日(日)九時三十分～

十二時 文化センター前

一括表示例

品名	板こんにやく
原材料名	こんにやく粉・水酸化カルシウム
内容量	300g
製造年月日	51.3.1
製造者	〇〇食品株式会社
	〇〇市〇〇区〇〇番地

認証マーク



地域的に生産され、流通している食品の製造工程、原材料の品質、使用添加物などについて一定の基準を定め、この基準に適合する製品に次の認証マークが付されます。

この地域食品認証制度の実施により、事業者の方にとっては品質の改善向上が図られ、消費者のみならずには表示されたマークなどによってお買物の目安が得られることとなります。

現在、対象品目は納豆・豆腐、板付きかまぼこなど十六品目あります

お買物の目安に「認証マーク」を



室蘭市消費生活モニターによる価格動向調査

(12月10日現在調べ)

品名	規格	価格 (円)			対前月差 (円)	品名	規格	価格 (円)			対前月差 (円)	
		最高	最低	平均				最高	最低	平均		
生鮮食料品	ほけ	41	17	27	△ 12	食肉	豚肉	155	108	136	0	
	そうはち	52	41	46	1		鶏骨つきもも肉	140	70	84	1	
	養殖ほたて (貝つき)	61	32	45	1		羊肉	110	85	93	0	
	きゃべつ	15	4	8	2		ちり紙	485	370	414	5	
	たまねぎ	14	8	11	△ 2		京花紙、白龍	1,200				
食料品	砂糖	300	215	252	0	日用品	トイレットペーパー	195	132	163	△ 2	
	しょう油	440	350	383	0		洗濯用合成洗剤	680	550	614	1	
	みそ	520	330	426	1		台所用洗剤	296	270	285	1	
	天ぷら油	600	480	559	△ 1		ねり菌みがき	255	225	237	1	
	サラダ油	700	458	593	△ 3		クレンザー	80	70	76	0	
	バター	355	298	319	3		理髪	2,000	1,500	1,865	10	
	小麦粉	190	150	167	3		大人総合調髪	5,500	2,500	3,996	0	
	食パン	160	108	132	0		コールドパーマ	150	85	101	0	
	とうふ	80	55	73	0		クリートニング	660	450	588	1	
	牛乳	59	37	43	0		ワイシャツ	2,800	1,980	2,425	△ 15	
品	プレスハム	180	95	131	1	文具	鉛筆	360	185	255	0	
	鶏卵	290	210	239	△ 7		三菱HB、9800	100	60	82	0	
	即席ラーメン	55	45	50	1		ノット	6号、野線、30枚				
	マヨネーズ	350	290	317	3		灯油	1ℓ (配達料込)	41	37	38	0
	ケチャップ	320	255	284	2		灯油	18ℓ (配達料込)	800	700	735	0
	カゴメ、デルモンテ						灯油	200ℓ (配達料込)	8,200	7,400	7,738	△ 2
					燃料	プロパンガス	2,000	1,600	1,839	15		



〈松浦武四郎・東蝦夷日誌〉

室蘭岳にまつわる伝説と市内の旧地名について二、三お正月らしく祭事についての話題を松

### 海の神の祭場

追直の岬上と水族館裏手の岬上でお祭り

オイナウシ(追直・船見町)の語源は「オ・イナウ・ウシ・イ」「そこに・幣・群立する・所」で、古くこの岬の上に海神の幣場(ハシナウシ)があり、そこで祭りなどもおこなわれたらしい。また「東蝦夷日誌」には「ヲエナヲシ(遠見番所・台場有)名義、昔お目見得蝦夷が日和待ちをして遊びし処也」と、永田方正地名解にも「女の歌いし処」とある。アイヌが松前



藩主と会見に行く途中、ここ洞穴の中に舟待ちしたさい、メノコが

### 室蘭岳

パシの伝説  
ウシの雪  
へロキの鯨

「室蘭岳」  
—実は、「驚別岳」がほんとの名前だといわれる。それでは室蘭の呼び名とが「室蘭岳」と呼んでいる山はどれで、いづれからそう呼ばれているのか旧記のなかからたずねてみることにしよう。松浦武四郎が、弘化二年(一八四五)室蘭地方を訪れたさいの紀行文「東蝦夷日誌」のモロラン会所付近のなかに「モロラン岳」と書かれており、さらに「エトモ湾眺望之図」にも「モロラン岳」と書かれている。阿叟のもらねおろし吹きぬらし椎ひらふとてむるるあみしらと歌っているところからみても古くから「室蘭岳」と呼ばれていたことがわかる。武四郎はチマイベツ川筋の地名を詳しく書き記しているが、そのなかで

「……ヘロクワシ(左股)シノマンベツ(水源)是即モロラン岳に到る……」  
とある。知里真志保・山田秀三

浄瑠璃を歌いし処とあるのを見ても、古くここで祭りがおこなわれたことを物語っている。追直浜の南側にポロと呼ぶ処(下水処理場側)がある。ポロは「ボール」つまり洞窟の語で、たぶんこの辺の崖にそれがあつたのであろう。メノコたちが歌つた洞穴とはそれであろう。「ポロの岬」というのはその洞穴にちなんで名づけられたので、海神の幣場があつたのは、おそらく、この岬の上だつたと思われる。岬の上には松前藩の台場(四間↑ポロの岬 追直浜の南側の岬でいまは、この岬の下につづく浜の辺をポロといふらしい。

の「室蘭市旧地名考」は「ヘロクワシは多分ヘロキ・ウパシで、それは室蘭岳(驚別岳)の中腹のことだと想像される」といっており、さらに各地名をあげて参考のため解釈文を付している。そのうちから簡単に二、三の例を拾いあげてみよう。▽「ヘロクワシ」この地名解はハシナウシ 建物のあるところが現在水族館の建っているところらしいの岬の上がハシナウシ。



「六間の平地」があり大砲二丁あつたのはすでに知られている。水族館のうしろの岬の上は原名「ハシナウシ」。つまり海神を祭る幣場がここにあつたので、この名がついたもので、岬頭にチャシ(岩)があり、古くそこで海神の祭りがおこなわれたらしい。

山腹にニシン状の残雪あるを以てニシンの漁期とす。故にこの名を付す。また知里氏の古いノートに「室蘭岳」のつづきと書き記してあるともいふ。伝説としてつぎのように紹介されている。「たぶん室蘭岳(同じ山を幌別側からは驚別岳と呼ぶ)のことだと思ふが、その山の中腹に春になると、いつも、くつきりと白く細くニシンの形に残雪が現われたという。土地のアイヌはこの山を「ヘロキ・ウパシ」と呼んだというが「ヘロキ」はニシンで、ウパシは雪だから、これは「ニシン・雪」「ニシンの雪」という意味だ。この地方では、この山の中腹に「ニシンの雪」が現われるのを見ても、はじめてニシン漁にかつたということである」

### 馬に因む地名

白馬村(カミシロコタン)のはかホトイェウシ岬とベンベケレオタの間の「ウンマサポモイ」(図・山田秀三)も馬と関係がある。永田地名解による語源「ウンマサポモイ」は「馬の出てくる小さい入江」となり、昔馬の群が山道を経てここに下つたものと思われる。



# 第30回室蘭市成人祭



昨年の成人祭から

記念写真コーナー、サークル紹介コーナー、献血コーナーその他。  
 ▽会場 文化センター  
 ▽該当事 昭和三十三年四月二日から昭和三十三年四月一日までに生れた方。

## 市内各保育所

### 入所児童の受付

四月一日から市内の各保育所に入所を希望するお子さんの入所申請書の受け付けを次の

次の日程表のとおり行いますので

新成人の輝かしい前途を祝福し、第三十回室蘭市成人祭を次のとおり開催します。  
 該当事には年賀はがきて案内しますが、この年賀状での案内を受け取らなかったり、また本市に住民登録をしていない方、勉学などのため本市を離れている方でまだ出席の申込みをしていない場合は教育委員会青少年課（☎〇五二栄町二一十九番七七七〇）に申込んで下さい。  
 なお当日受付もありますのでご出席下さい。

- ▽日 時 一月十五日（日）
- ・受付 九時三十分～
- ・式典 十時三十分～
- ・記念行事 十一時～十二時

## 受付および面接日程

月日	曜	場所	時間	入所対象
2月2日	木	白鳥台地区(会館)	10:30~11:30 13:00~15:00	白鳥保育所 あけぼの保育所 (4/1開園予定)
3日	金	本輪西地区(会館)	10:00~11:30	本輪西保育所 光国保育所
6日	月	高砂地区(会館)	10:00~11:30 13:00~15:00	水元保育所 高砂保育所
7日	火	中島地区(会館)	10:00~11:30 13:00~14:00	中島保育所
9日	木	東地区(会館)	10:00~11:30 13:00~15:00	大東和町保育所
13日	月	輪西市民会館(2階会議室)	10:00~11:30 13:00~15:00	輪西保育所 双葉保育所
14日	火	母恋地区(会館)	10:00~11:30 13:00~15:00	みどり保育園 室蘭保育所
16日	木	祝津地区(会館)	10:00~11:30 13:00~15:00	祝津保育所 小橋保育所
17日	金	文化センター(3階中会議室)	9:30~11:30 13:00~15:00	常盤保育所 常盤子保育園

とおり行います。

### 〈入所の資格〉

本市の住民で、お子さんの母親が日中働いていたり、母親が病気で前後であったり、母親が病気であったり、母親が病人の看護をしているなどの理由で、日中家庭で、お子さんの保育ができない家庭、又は、同居の親族その他の方が保育にあたる事ができない家庭で就学前のお子さんに限ります。

### 〈入所申請書の配付〉

期間 一月十七日～一月二十日  
 場所 各保育所、市役所保育課  
 時間 保育所 十三時～十六時  
 保育課 九時～十七時

### 〈受付と面接〉

入所申請書の受け付けと面接は、次の日程表のとおり行いますので

入所を希望するお子さんを連れて指定する面接会場へおいで下さい（くわしく事情をおたずねします）ので、必ず保護者がおいで下さい。なお、当日、都合でおいでにならない方は、二月二十日から二十日までの間に、お子さんを連れて保育課へ直接おいで下さい。  
 ※保育所では、受け付け、面接は行いませんのでご注意ください。  
 〈入所の決定通知〉  
 三月二十日頃に決定し、各申請者に通知します。

## むららん

### 市民ニュース



1 HBC・TV放送番組から  
 ◎放送時間と内容  
 毎週土曜日11時30分～35分  
 7日・新年のあいさつ 市長  
 14日・保育所の入所児童受付  
 21日・水道凍結防止にご協力を  
 28日・歩道の除雪にご協力を

### 冬に多い踏切事故

自動車には必ず非常信号  
 用具を備え付けましょう

例年降雪期に入りますと、道路の状態悪化、自動車のトラブルなどによる踏切事故が、多発しています。冬期間の事故発生率は、夏期の約二倍と急増する傾向にありますので、次りに注意し、重

大事故につながる踏切事故を防止しましょう。

- (1)踏切直前では、必ず一時停止をして左右の安全を確かめてから通行する。
  - (2)踏切内では、エンストのもとになる変速を行わない。
  - (3)自動車には、非常信号用具を備え付ける。
  - (4)踏切内で自動車がエンストその他により動けなくなった場合、自動車を動かすことよりも、まず列車を止める手配をする。
- ・非常ボタンのある踏切道では、ボタンを押して列車を止め、すぐ近くの駅へ連絡する  
 ・非常ボタンのない踏切道では、自動車で備え付けた非常信号用具（発煙筒など）で列車を止める

## 訂正とおわび

十二月十五日号の市政だより掲載記事に誤りがありましたので、次のとおり訂正しおわびします。  
 ・三ページ水道凍結注意の記事中水道部の電話番号が☎46一〇一となつていますが、☎46一七となりまして。

## 今年も家族そろって

### 「火の用心」

家族みんなで「火の用心」をして、今年も火災のない明るい街にしましょう。